別表六（十五）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の10第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(10)」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

別表六（十六）　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

国際戦略総合特別区域の名称		1					
措法第42条の11第１項各号の該当号		2	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号
特定国際戦略事業の内容		3					
資産区分	種類	4					
	構造、設備の種類又は区分	5					
	細目	6					
	取得年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
	特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10					
	差引改定取得価額 (9)－(10)	11					

法人税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額 ((11)の合計)	12	円	当期税額基準額 (15)×20/100	16	円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13		当期税額控除可能額 ((14)と(16)のうち少ない金額)	17	
税額控除限度額 ((12)－(13))×12/100＋(13)×6/100	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑬」)	18	
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」)	15		法人税額の特別控除額 (17)－(18)	19	

機械設備等の概要

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）